

記入上の注意

【対象となる高校生等について】の欄は次により記入してください。

- 1 「高等学校等」とは、国公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。

【対象となる世帯等について】の欄は、次により記入してください。

- 1 課税証明書等は、保護者全員の当該年度（前年の所得を証明するもの）の課税証明書等をいいます。
- 2 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
 - ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- 3 「【対象となる世帯等について】（3）④又は⑤」に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の所得に関する書類を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（健康保険証等の写し等）を添付してください。

（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。
- 4 15歳以上（中学生を除く。）23歳未満の子を2人以上扶養している場合は、扶養事実を確認できる書類（健康保険証等の写し等）を添付してください。

留意事項

- 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業し又は修了したことがある場合には、静岡県高等学校等奨学給付金の受給資格はありません。
- 生徒が児童養護施設等に入所または里親に養育されており、見学旅行費または特別育成費（母子生活支援施設の生徒を除く）が措置されている場合には、静岡県高等学校等奨学給付金の受給資格はありません。
- 生業扶助受給状況のほか、認定者が正確な認定に必要と判断する事項については、認定事務の過程において公的機関等に確認を行う場合があります。
- 同一生徒が2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請してください。
- 偽りその他不正の手段による申請により受給した場合、支給された給付金の一部又は全部について返還の対象となり、また、別途加算金等が課せられるほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づき、刑罰が科されることがあります。
- その他、不利益が生じる恐れがありますので、基準日現在の内容を正しく記入して下さい。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。